

公立学校職員の給与に関する教育委員会規則の一部改正案の概要

教育委員会事務局教職員課

1 一部改正の理由

平成30年10月11日の栃木県人事委員会の職員の給与等に関する報告及び勧告の趣旨にのっとり、平成30年度栃木県議会第353回通常会議において議決された栃木県公立学校職員給与条例の一部を改正する条例により、必要となる規則の一部改正をしようとするものである。

2 一部改正の内容

(1) 栃木県公立学校職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（昭和32年規則第7号）

① 昇格時号給対応表及び降格時号給対応表の改正

平成30年4月の公民給与較差に基づく給料表の改定に伴い、現行の「昇格時号給対応表」による昇格後の号給及び「降格時号給対応表」による降格後の号給と対応が異なる場合が生じるため、「昇格時号給対応表」等の改正を行う。

（経過措置）

昇格時号給対応表の改正により、旧法有利が生じるため、経過措置を規定する。

(2) 公立学校職員の宿日直手当支給規則（昭和34年規則第6号）

① 宿日直手当の支給額の改定

宿日直勤務対象職員の給与の状況を踏まえ、宿日直手当の支給額の改定を行う。

- ・ 一般当直 4,300円 → 4,400円 （+100円）
- ・ 寄宿生介護当直 7,200円 → 7,400円 （+200円）

(3) 栃木県公立学校職員の給料の調整額に関する規則（昭和54年規則第20号）

① 調整基本額表の改正

平成30年4月の公民給与較差に基づく給料表の改定に伴い、調整基本額表の改正を行う。

3 施行期日（適用期日）

(1)~(3) 公布日施行（平成30年4月1日適用）

栃木県公立学校職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則
案要綱

教職員課

一 規則案の趣旨

平成三十年十月十一日の人事委員会勧告の趣旨にのっとり、所要の改正をするものである。

二 規則案の内容

1 昇格時号給対応表及び降格時号給対応表の改正

平成三十年度の教育職給料表の給料月額額の改定に伴い、別表第十四の昇格時号給対応表及び別表第十五の降格時号給対応表の一部を改正する。

2 経過措置

昇格時号給対応表の改正により、今年度内の昇格者等について、この改正による不均衡の発生を防止するための経過措置を規定する。

(1) 平成三十年四月一日から施行日の前日までの間に昇格等した職員のうち、改正後の昇格時号給対応表による号給が、改正前の昇格時号給対応表による号給に達しない職員の昇格等の号給については、改正前の昇格時号給対応表による号給とする。

(2) 施行日から平成三十一年三月三十一日までの間に昇格した職員のうち、前記(1)との均衡上必要があると認められる職員の昇格時の号給については、改正前の昇格時号給対応表による号給とすることができるものとする。

三 施行期日等

この規則は、公布日から施行し、改正後の規定は平成三十年四月一日から適用する。

栃木県教育委員会規則第七号

栃木県公立学校職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成三十年十二月二十七日

栃木県教育委員会教育長 宇 田 貞 夫

栃木県公立学校職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

栃木県公立学校職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（昭和三十二年栃木県教育委員会規則第七号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後				改正前			
別表第14（第11条関係）				別表第14（第11条関係）			
昇格時号給対応表				昇格時号給対応表			
イ 教育職給料表(1)昇格時号給対応表				イ 教育職給料表(1)昇格時号給対応表			
昇格した日の前日に受けていた号給	昇格後の号給			昇格した日の前日に受けていた号給	昇格後の号給		
	2級	略	略		略	略	略
略	略	略	略	略	略	略	略
95	<u>53</u>	略	略	95	<u>54</u>	略	略
略	略	略	略	略	略	略	略
97	<u>54</u>	略	略	97	<u>55</u>	略	略
98	<u>54</u>	略	略	98	<u>55</u>	略	略
99	<u>55</u>	略	略	99	<u>56</u>	略	略
100	<u>55</u>	略	略	100	<u>56</u>	略	略
101	<u>55</u>	略	略	101	<u>57</u>	略	略
102	<u>56</u>	略	略	102	<u>57</u>	略	略
103	<u>56</u>	略	略	103	<u>57</u>	略	略
104	<u>56</u>	略	略	104	<u>58</u>	略	略
105	<u>57</u>	略	略	105	<u>58</u>	略	略
106	<u>57</u>	略	略	106	<u>58</u>	略	略
107	<u>57</u>	略	略	107	<u>59</u>	略	略
108	<u>58</u>	略	略	108	<u>59</u>	略	略

109	<u>58</u>	略	略	
110	<u>58</u>	略	略	
111	<u>59</u>	略	略	
112	<u>59</u>	略	略	
113	<u>59</u>	略	略	
114	<u>60</u>	略	略	
115	<u>60</u>	略	略	
116	<u>60</u>	略	略	

略

119	<u>61</u>	略	略	
120	<u>61</u>	略	略	
121	<u>61</u>	略	略	

略

125	<u>62</u>	略	略	
126	<u>62</u>	略	略	

略

131	<u>63</u>	略	略	
-----	-----------	---	---	--

略

ロ 教育職給料表(2)昇格時号給対応表

昇格した日の前日に受けていた号給	昇格後の号給			
	2級	略	略	略

略

82	<u>57</u>	略	略	略
83	<u>58</u>	略	略	略

109	<u>59</u>	略	略	
110	<u>60</u>	略	略	
111	<u>60</u>	略	略	
112	<u>60</u>	略	略	
113	<u>61</u>	略	略	
114	<u>61</u>	略	略	
115	<u>61</u>	略	略	
116	<u>61</u>	略	略	

略

119	<u>62</u>	略	略	
120	<u>62</u>	略	略	
121	<u>62</u>	略	略	

略

125	<u>63</u>	略	略	
126	<u>63</u>	略	略	

略

131	<u>64</u>	略	略	
-----	-----------	---	---	--

略

ロ 教育職給料表(2)昇格時号給対応表

昇格した日の前日に受けていた号給	昇格後の号給			
	2級	略	略	略

略

82	<u>58</u>	略	略	略
83	<u>59</u>	略	略	略

84	<u>58</u>	略	略	略
85	<u>59</u>	略	略	略
86	<u>59</u>	略	略	略
87	<u>60</u>	略	略	略
88	<u>60</u>	略	略	略
89	<u>61</u>	略	略	略
90	<u>61</u>	略	略	略
91	<u>62</u>	略	略	略
92	<u>62</u>	略	略	略
略				
94	<u>63</u>	略	略	略
略				

備考 略

別表第15 (第12条関係)

降格時号給対応表

イ 教育職給料表(1)降格時号給対応表

降格した 日の前日 に受けて いた号給	降 格 後 の 号 給		
	2級から 1級への 降格	略	略
53	<u>95</u>	略	略
54	<u>98</u>	略	略
55	<u>101</u>	略	略
56	<u>104</u>	略	略
57	<u>107</u>	略	略
58	<u>110</u>	略	略
略			

84	<u>60</u>	略	略	略
85	<u>61</u>	略	略	略
86	<u>61</u>	略	略	略
87	<u>61</u>	略	略	略
88	<u>62</u>	略	略	略
89	<u>62</u>	略	略	略
90	<u>62</u>	略	略	略
91	<u>63</u>	略	略	略
92	<u>63</u>	略	略	略
略				
94	<u>64</u>	略	略	略
略				

備考 略

別表第15 (第12条関係)

降格時号給対応表

イ 教育職給料表(1)降格時号給対応表

降格した 日の前日 に受けて いた号給	降 格 後 の 号 給		
	2級から 1級への 降格	略	略
53	<u>94</u>	略	略
54	<u>96</u>	略	略
55	<u>98</u>	略	略
56	<u>100</u>	略	略
57	<u>103</u>	略	略
58	<u>106</u>	略	略
略			

59	<u>113</u>	略	略	
60	<u>116</u>	略	略	
61	<u>121</u>	略	略	
62	<u>126</u>	略	略	
63	<u>131</u>	略	略	
略				

ロ 教育職給料表(2)降格時号給対応表

59	<u>109</u>	略	略	
60	<u>112</u>	略	略	
61	<u>118</u>	略	略	
62	<u>124</u>	略	略	
63	<u>130</u>	略	略	
略				

ロ 教育職給料表(2)降格時号給対応表

降格した日の前日に受けていた号給	降 格 後 の 号 給			
	2級から1級への降格	略	略	略
略				
57	<u>82</u>	略	略	
58	<u>84</u>	略	略	
59	<u>86</u>	略	略	
60	<u>88</u>	略	略	
61	<u>90</u>	略	略	
62	<u>92</u>	略	略	
63	<u>94</u>	略	略	
略				

降格した日の前日に受けていた号給	降 格 後 の 号 給			
	2級から1級への降格	略	略	略
略				
57	<u>81</u>	略	略	
58	<u>82</u>	略	略	
59	<u>83</u>	略	略	
60	<u>84</u>	略	略	
61	<u>87</u>	略	略	
62	<u>90</u>	略	略	
63	<u>93</u>	略	略	
略				

附 則

(施行期日等)

1 この規則は、公布の日から施行し、改正後の栃木県公立学校職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則(以下「改正後の規則」という。)の規定は、平成三十年四月一日から適用する。

(経過措置)

2 平成三十年四月一日からこの規則の施行の日の前日までの間において、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及び昇給、降号又は復職時等における号給の調整以外の事由によりその受ける号給に異動のあった職員のうち、改正後の規則による号給が改正前の栃木県公立学校職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則(以下「改正前の規則」という。)の規定による号給に達しない職員の、当該適用又は異動の日における号給については、改正後の規則の規定にかかわらず、改正前の規則の規定による号給とするものとする。

3 この規則の施行の日から平成三十一年三月三十一日までの間において、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及び降格、昇給、降号又は復職時等における号給の調整以外の事由によりその受ける号給に異動のあった職員（個別に教育委員会が人事委員会の承認を得て号給を決定することとされている職員を除く。）のうち、前項の規定の適用を受ける職員との均衡上必要があると認められる職員の、当該適用又は異動の日における号給については、なお従前の例によることができる。

（教職員課）

公立学校職員の宿日直手当支給規則の一部を改正する規則案要綱

教職員課

一 規則案の趣旨

平成三十年十月十一日の人事委員会勧告の趣旨にのっとり、所要の改正をするものである。

二 規則案の内容

宿日直手当の支給額の改定

宿日直勤務対象職員の給与の状況を踏まえ、宿日直手当の支給額の改定を行う。

- ・ 一般当直 四千三百円 ↓ 四千四百円 (百円増)
- ・ 寄宿生介護当直 七千二百円 ↓ 七千四百円 (二百円増)

三 施行期日等

この規則は、公布日から施行し、改正後の規定は平成三十年四月一日から適用する。

栃木県教育委員会規則第八号

公立学校職員の宿日直手当支給規則の一部を改正する規則を次のように定める。
平成三十年十二月二十七日

栃木県教育委員会教育長 宇 田 貞 夫

公立学校職員の宿日直手当支給規則の一部を改正する規則

公立学校職員の宿日直手当支給規則（昭和三十四年栃木県教育委員会規則第六号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(宿日直手当)</p> <p>第三条 宿日直手当の額は、宿直勤務又は日直勤務一回につき四千四百円とする。ただし、勤務時間が五時間未満の場合は、その勤務一回につき二千二百円とする。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合は、当該各号に掲げる額とする。</p> <p>一 特別支援学校に勤務する職員が、その特別支援学校の寄宿生に対する介護の業務を主とする宿日直勤務をした場合 勤務一回につき七千四百円とする。ただし、勤務時間が五時間未満の場合は、その勤務一回につき二千七百円とする。</p> <p>二 五 略</p>	<p>(宿日直手当)</p> <p>第三条 宿日直手当の額は、宿直勤務又は日直勤務一回につき四千三百円とする。ただし、勤務時間が五時間未満の場合は、その勤務一回につき二千五百円とする。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合は、当該各号に掲げる額とする。</p> <p>一 特別支援学校に勤務する職員が、その特別支援学校の寄宿生に対する介護の業務を主とする宿日直勤務をした場合 勤務一回につき七千二百円とする。ただし、勤務時間が五時間未満の場合は、その勤務一回につき三千六百円とする。</p> <p>二 五 略</p>

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の公立学校職員の宿日直手当支給規則の規定は、平成三十年四月一日から適用する。

(教職員課)

栃木県公立学校職員の給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則案要綱

教職員課

一 規則案の趣旨

平成三十年十月十一日の人事委員会勧告の趣旨にのっとり、所要の改正をするものである。

二 規則案の内容

調整基本額表の改正

平成三十年度の教育職給料表の給料月額の設定に伴い、別表第二の調整基本額表の一部を改正する。

三 施行期日等

この規則は、公布日から施行し、改正後の規定は平成三十年四月一日から適用する。

栃木県教育委員会規則第九号

栃木県公立学校職員の給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。
平成三十年十二月二十七日

栃木県教育委員会教育長 宇 田 貞 夫

栃木県公立学校職員の給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則

栃木県公立学校職員の給料の調整額に関する規則（昭和五十四年栃木県教育委員会規則第二十号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後		改正前																	
<p>別表第2 調整基本額表 イ～ホ 略 ～ 特定業務任期付職員教育職給料表(1)</p> <table border="1"> <tr> <td>職務の級</td> <td>調整基本額</td> </tr> <tr> <td>1 級</td> <td><u>7,105円</u></td> </tr> <tr> <td>2 級</td> <td><u>9,103円</u></td> </tr> <tr> <td colspan="2">略</td> </tr> </table>		職務の級	調整基本額	1 級	<u>7,105円</u>	2 級	<u>9,103円</u>	略		<p>別表第2 調整基本額表 イ～ホ 略 ～ 特定業務任期付職員教育職給料表(1)</p> <table border="1"> <tr> <td>職務の級</td> <td>調整基本額</td> </tr> <tr> <td>1 級</td> <td><u>7,033円</u></td> </tr> <tr> <td>2 級</td> <td><u>9,027円</u></td> </tr> <tr> <td colspan="2">略</td> </tr> </table>		職務の級	調整基本額	1 級	<u>7,033円</u>	2 級	<u>9,027円</u>	略	
職務の級	調整基本額																		
1 級	<u>7,105円</u>																		
2 級	<u>9,103円</u>																		
略																			
職務の級	調整基本額																		
1 級	<u>7,033円</u>																		
2 級	<u>9,027円</u>																		
略																			
<p>ト 特定業務任期付職員教育職給料表(2)</p> <table border="1"> <tr> <td>職務の級</td> <td>調整基本額</td> </tr> <tr> <td>1 級</td> <td><u>7,105円</u></td> </tr> <tr> <td>2 級</td> <td><u>7,825円</u></td> </tr> <tr> <td colspan="2">略</td> </tr> </table>		職務の級	調整基本額	1 級	<u>7,105円</u>	2 級	<u>7,825円</u>	略		<p>ト 特定業務任期付職員教育職給料表(2)</p> <table border="1"> <tr> <td>職務の級</td> <td>調整基本額</td> </tr> <tr> <td>1 級</td> <td><u>7,033円</u></td> </tr> <tr> <td>2 級</td> <td><u>7,749円</u></td> </tr> <tr> <td colspan="2">略</td> </tr> </table>		職務の級	調整基本額	1 級	<u>7,033円</u>	2 級	<u>7,749円</u>	略	
職務の級	調整基本額																		
1 級	<u>7,105円</u>																		
2 級	<u>7,825円</u>																		
略																			
職務の級	調整基本額																		
1 級	<u>7,033円</u>																		
2 級	<u>7,749円</u>																		
略																			

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の栃木県公立学校職員の給料の調整額に関する規則の規定は、平成三十年四月一日から適用する。

(教職員課)